

令和8年1月13日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和8年1月13日（火）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター 2階 大会議室

3、出席委員

1番	松岡 浩吉	2番	中川 浩志	3番	後藤 賢治
4番	冨永 安弘	5番	住吉 栄男	6番	杉田 年徳
7番	瀬井 悦老	8番	津留 孝二	9番	野尻 昭生
10番	芹口 民雄	11番		12番	篠田 晶子
13番		14番	安藤 吉孝		

4、欠席委員 13番 中川 和子

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地集積等促進計画（配分）（案）の承認について

【中間管理・農地バンクー一括方式】

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事務局 皆さん、こんにちは。そして、明けまして、おめでとうございます。

今年もよろしく願いいたします。

それでは、会長に御挨拶をいただきたいと思います。

会長 改めまして、明けまして、おめでとうございます。

昨年はいろいろとお世話になりました。

どうぞ今年もよろしく願いいたします。

昨日、一昨日と、非常に寒い日が続いて、今日は朝のうちから雨が降って、どうかなと思ったのですが、だんだんと天気が良くなり、ここ2、3日、また暖かくなるというような話でしたので、皆さんも風邪などひかれないように注意されてお過ごしください。

また、今日は、この後、農地利用最適化推進委員との合同会議もごございます。

ただ今より委員会を始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、高森町農業委員会会議規則第6条の規定より、過半数の出席で総会成立となっております。

本日13名中12名が出席されておられます。

総会の成立を報告いたします。

それでは、議事の進行を会長にお願いしたいと思います。

よろしく願いします。

議長 はい。では、ただいまより議事を始めたいと思います。

「議第37号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和8年1月13日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。それでは、議事録署名委員ということですので、今回は12番委員、それから次の、13番委員なのですが、今日は出席されていませんので、14番委員によりしくお願いをしたいと思います。

では、「議第38号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和8年1月13日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。では、第3条ということですので、5番委員に御説明をお願いいたします。

5番委員 資料の4ページをお開きください。
借受人、貸出人、農地の情報は左記のとおりです。
貸付期間、賃貸借料は記載のとおりです。
また、補足資料は、2ページから4ページです。
よろしく申し上げます。

事務局 事務局から補足したいと思います。
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上ことから、総合的に見て本許可申請については許可相当であると判断しております。
事務局の補足は以上です。

議長 はい。これは熊本の会社ですね。
作物は何を作られますか。

事務局 申請書には、ニンニクを作付けされるということです。

議長 はい。では、何か御質問等はありませんか。なければ、可決をしたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、可決いたします。

事務局 では、「議第39号」
農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和8年1月13日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。では、第4条ということですか。

9 番委員、御説明をお願いします。

9 番委員 議案書 6 ページをお開きください。
農地の情報は左記のとおり、補足資料は 5 から 7 ページです。
よろしくお願ひいたします。

事務局 事務局から補足いたします。
議案書の 6 ページです。
今回、申請があつている理由につきましては、鳥獣害がひどく、耕作ができないため、イチョウとヤマザクラを植林したいということで申請があつております。
許可基準につきましては、申請書には事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局としては申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等にかかる営農条件の支障の有無について、適当または確実であると判断しています。
また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。
以上のことから、総合的にみて、本許可申請については許可相当であると判断しております。
事務局の補足は以上です。

議長 はい。植林をしたいということですが、何か御意見はございますか。

5 番委員 従来は植林に対しては、周辺の同意書が必要だったと思いますが、そういったところについての事務局の対応はどうですか。

事務局 5 番委員の御質問にお答えしたいと思います。
補足資料の 6 ページをご覧ください。
周りが山林ですけれども、申請者所有の山が 1 筆、また別の方の土地があつたのですが、申請書に隣接同意書も添付されております。
以上です。

議長 よろしいですか。ほかに何か御質問等はございませんか。なければ可決したいと思います。よろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、可決いたします。

「議第40号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）（案）の承認について。【中間管理・農地バンク一括方式】

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和8年1月13日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。農地バンク一括方式ということですので、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 事務局から説明いたします。

8ページをお開きください。

まず、番号1です。

貸付人が農業公社を通して、借受人に、使用貸借権の設定をするものです。

土地等につきましては、補足資料9ページに記載のとおりです。

契約期間は5年間です。

続きまして、番号2から3につきましては、借受者が同一のため一括して説明いたします。

番号2の貸付人は記載のとおりです。

番号3につきましては未相続農地で、代表相続人は記載のとおりです。

代表相続人が農業公社を通して、借受人に対し、物納の設定をするものです。

土地等につきましては、議案8ページに記載のとおりです。

契約期間は5年間です。

補足資料は、10ページから11ページの赤枠で囲ってある筆になります。

続きまして、8ページから9ページをお開きください。

番号4から5につきましては、貸出人が同一のため、こちらも一括して説明いたします。

こちらも未相続農地で、代表相続人が農業公社を通して、番号4の借受人、番号5の借受人に貸借権の設定をするものです。

土地等につきましては、議案 8 ページから 9 ページに記載のとおりです。

契約期間は 5 年間です。

4 番が全筆で記載の金額、5 番も全筆で記載の金額になっておりますが、システムの表記上、筆ではなく、10 a 当たりでしか金額が出ないため、按分して金額を表記しております。

補足資料は、12 ページから 13 ページの赤枠で囲ってある筆です。

また、番号 5 の 3 番目の筆については、面積が小さすぎるため、航空写真には記載できておりません。

御了承ください。

続きまして、9 ページから 11 ページをお開きください。

番号 6 から 12 につきましても、借受人が同一のため、一括して説明いたします。

貸出人、借受人、土地の所在地、契約期間等は記載のとおりです。

補足資料は、14 ページから 21 ページの赤枠で囲ってある筆です。

また、10 ページの上から 3 番目の筆については、面積が小さすぎるため、航空写真には記載できておりません。御了承ください。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。一括方式ということで、何か御質問等はございませんか。なければ、これも承認したいと思いますが、よろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、これらの案件を承認したいと思います。会議は、以上です。お疲れさまでした。